

社会保険法判例

田中達也

生活保護法63条に基づく返還金の額を定める処分が、同条にいう「資力」の取得時期の認定を誤ったものとして取り消された事例

大阪地方裁判所平成20年12月10日第2民事部判決(大阪地裁平19(行ウ)第91号費用返還決定処分取消請求事件)『判例タイムズ』第1298号125頁

I 事実の概要

1 (1) XとAとは内縁関係にあったが、Aは、平成16年3月6日、交通事故(以下「本件事故」という。)により死亡した。Xは、同月15日、Y市の福祉事務所長(以下「処分庁」という。)に対し、生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護の開始を申請したところ、処分庁は、同年4月1日、Xが属する世帯(以下「X世帯」という。)が窮迫している状態が認められるとして、上記申請日からの保護の開始を決定した。

(2) 同年7月、Xは、亡Aとの間の子Bを出産し、その後、処分庁に対してBの出生を届け出て保護の変更を申請したところ、処分庁は、Bの出生日に遡及してBをX世帯の構成員として認定した。また、Bは、Bが亡Aの子であることを認知する旨の判決を求める訴訟を提起したところ、平成17年5月31日、Bが亡Aの子であることを認知する旨の判決(以下「本件認知判決」という。)が言い渡され、同判決は、同年6月22日に確定した。

2 同年8月9日、XとBは、本件事故に関し、

保険会社から自動車損害賠償責任保険金合計1955万7317円(以下「本件保険金」という。)の支払を受けた。その内訳は、X固有の遺族慰謝料158万3333円(以下「X固有慰謝料」という。)、B固有の遺族慰謝料と亡Aからの相続分との小計1797万3334円(以下「B保険金」といい、B保険金のうちB固有の遺族慰謝料部分を以下「B固有慰謝料」と、B保険金のうち亡Aからの相続分を以下「B相続分」と、各呼称する。)などである。

3 Xは、同月11日、処分庁に対し、本件保険金の受領の事実を報告したところ、処分庁は、同月29日付けで、X(ないしX世帯)に対し、「生活保護法第63条(費用返還義務)適用について(通知)」と題する書面を交付し(以下「本件通知」という。)、さらに、同月31日付けで、法63条に基づく返還金の額(適用期間はXの保護開始時から平成17年8月31日まで)を557万5804円と定める旨の処分(以下「本件処分」という。)を行った。

4 Xは、本件処分等を不服として、大阪府知事に対する審査請求を行ったところ、大阪府知事においてこれを棄却する旨の裁決がなされたため、平成19年5月10日、本件処分の取消し等を求める

訴えを提起した。本件の主たる争点は、①本件通知の処分性、②X世帯が本件保険金を法63条にいう資力として取得した時期、及び、③BがB保険金を取得したことを理由にXに対して法63条に基づく返還請求をすることができるか、である。

II 判旨

本件通知の取消しを求めた訴えを却下、本件処分の取消請求を認容（確定）

1 取消訴訟の対象となる行政事件訴訟法3条2項の「処分」とは、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」（最一小判昭39・10・29民集18巻8号1809頁参照）。「法は、保護の実施機関が返還すべき金額を決定することによって初めて、被保護者に法63条に基づく具体的な返還義務が生じるとする仕組みを採用しているものと解され」、「法63条が適用される旨の通知は何ら法令上の根拠を有するものではなく、……将来における返還金の徴収事務の円滑を図るための事実上の行為にすぎない」から、本件通知は、取消訴訟の対象たる「処分」には該当しない。行政庁の認識ないし相手方に対する不服申立ての教示の有無は、処分性判断の「一つの資料とはなり得るとしても、これ自体によって処分性の有無が決せられるわけではない」。

2 (1) 「法4条の趣旨及び文言に照らせば、法4条1項にいう『利用し得る資産』とは、現金等、直ちに現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれるというべき」あって、交通事故の被害者が取得した損害賠償請求権は「加害者等の賠償義務者との間で、当該損害賠償請求権の存否及び範囲等について争いがあり、事実上これを直ちに行使し活用することが困難な状況にあると

しても、……賠償義務者がその支払能力を欠くなど当該損害賠償請求権が客観的に無価値であるような場合を除き、交通事故時以降、法4条1項にいう『利用し得る資産』に該当するものというべきである」（最三小判昭46・6・29民集25巻4号650頁参照）。

(2) 法63条は、生活保護制度の補足的な性格及び法4条3項による保護の例外的な性質を踏まえ、同項に基づき保護を受けた場合等に、当該保護受給者が「その資力を現実に活用することができる状態になったときには、……その受けた保護につき費用返還義務を課すこととしたものと解される。以上のような法63条の趣旨及び同条と法4条との関係にかんがみると、法63条にいう『資力』とは、法4条1項にいう『利用し得る資産』と基本的には同義であって、法63条の『資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき』に該当するためには、保護を受けた時点（保護の受給時）において『利用し得る資産』を有していることを要するものと解するのが相当である」。

(3) Xは、本件事故日に「同事故の加害者に対して民法711条に基づく損害賠償請求権を取得したと認められる上、同損害賠償請求権は自動車損害賠償責任保険によりてん補されるものとされていたのであるから、同日、少なくとも当該保険金額の限度で同損害賠償請求権を法63条にいう『資力』として取得したというべきである。」

3 (1) 法1条、2条、4条1項及び8条の規定に照らせば、「法は、保護の要否及び程度については、当該保護を行う時点において、客観的に定まり得ることを前提としているものと解される。」これに加えて法4条1項が保護の本来的な受給資格を明らかにした規定であることを併せ考えると、「同項にいう『利用し得る資産』とは、……現実に直ちに活用し得るものである必要はないけれども、当該保護を受ける時点においてその内容が客観的に確定し得るものであることが必要であり、換言すれば、当該保護を受ける時点において、客観的に存在し、かつ、当該保護受給者に帰属していることを要するものというべきである。」この

ことは「利用し得る資産」と基本的に同義と解される法63条にいう「資力」についても同様である。

(2) 本件事故時に、Bは「胎児にすぎなかったのであって、私権の享有主体たり得なかったのであるから、B保険金（に係る請求権）が客観的に存在していたとも、これがBに帰属していたものとも認められず、Bが本件事故時にB保険金を『資力』として取得したということとはできない。」民法721条及び886条1項は、「胎児が生きて生まれたときにその子に損害賠償請求権又は相続人としての地位を取得させるための立法技術として、不法行為時又は相続開始時にさかのぼって権利能力を有していたと擬制するものにすぎない」（大判昭7・10・6民集11巻20号2023頁参照）。

(3) Bの出生時に、Bと「亡Aとの間に法的父子関係は存在せず、本件認知判決確定までの間、Bは亡Aの相続人としての地位を有していなかったのであるから、出生後本件認知判決確定までの間においては、亡Aが本件事故に関し加害者に対して取得した損害賠償請求権について、何ら権利関係を有しなかったのであり、この時点においてはBにB相続分が帰属していたということとはできず、B相続分を……法63条にいう『資力』として取得したということとはできない。」「認知の訴えを提起するか否かは、当該子の基本的な身分関係にかかわる事柄であって、民法787条本文に掲げられた者の自由な意思にゆだねられるべき性質のものであるから、認知の訴えを提起し得る地位自体が、法4条1項にいう『利用し得る資産』ないし法63条にいう『資力』に該当しないことは明らかである。」

(4) Bに民法711条が類推適用されれば、「BはB固有慰謝料をその出生時に法4条1項にいう『利用し得る資産』として取得していたと解する余地がある。」（最三小判昭49・12・17民集28巻10号2040頁参照）。しかし、「少なくとも、本件のように、未認知の子が胎児の間に、その父が不法行為により死亡し、親子としての生活実態を觀念することができないような場合には、認知によって法的父子関係が形成されるまでの間については、民法711条所定の者と実質的に同視することができる

身分関係を有するということはできず、同条を類推適用することはできないというべきである。」

(5) 以上によれば、Bは、本件認知判決確定時にB保険金を法63条にいう「資力」として取得したものと認められる。

4 法10条の世帯単位の原則によれば、「法は、4条1項において規定する補足性の原則についても、世帯単位で適用するものとしていると解されるのであって、同項にいう『利用し得る資産』についても、世帯単位でその存否を判断すべきであり、……法63条にいう『資力』についても、世帯単位でその存否を判断すべきであって、原則として当該資力の取得者ないし処分権限の有無を問わないものというべきである。」

5 X世帯は、本件事故時にX固有慰謝料を、本件認知判決確定時にB保険金をそれぞれ法63条にいう「資力」として取得していたものと認められ、BがB保険金を本件事故時に法63条にいう「資力」として取得したことを前提とする本件処分は、法63条適用の「要件の認定を誤ったものとして違法である」。

III 検討

判旨の結論に概ね賛成する。

1 はじめに

本件は、内縁の夫Aを交通事故で亡くし生活保護を受けていたXが、子Bを出産し、本件認知判決の確定後、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の保険金支払を受けたため、処分庁が上記保護の開始時からの保護費全額を法63条による返還金の額として決定する本件処分等をしたところ、Xがその取消しを求めた抗告訴訟である。本件の主たる争点は、前記事実の概要4に記した三点であるが、本件処分を取り消した判旨の結論を左右した最重要の争点は、X世帯が本件保険金を法63条にいう「資力」として取得した時期であり、以下、この点に限って検討する（当

事者の主張及び本判決の結論について図参照)。

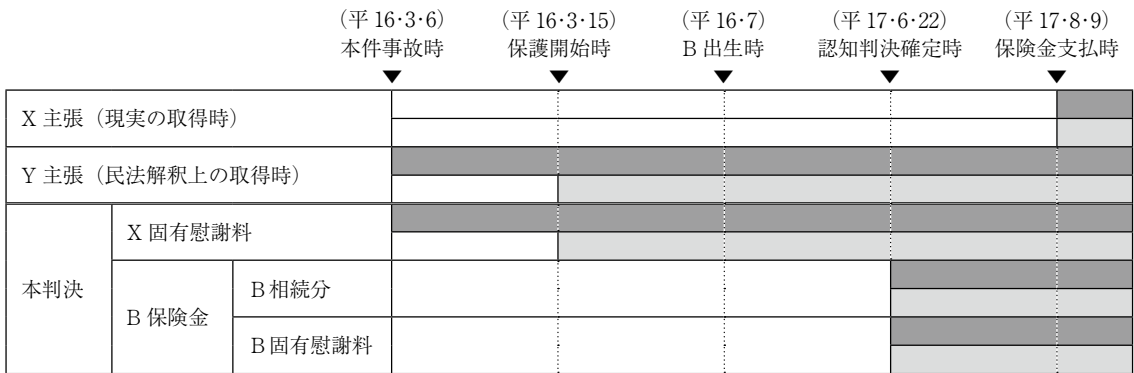
2 X固有慰謝料を法63条にいう「資力」として取得した時期

(1) 判旨は、X固有慰謝料について、これを法63条にいう「資力」として取得した時期は本件事務時であると判断している。その理由は次の通りである。①保護の補足性の原則によれば、損害賠償請求権は、これを直ちに現実に活用することができないとしても、法4条1項にいう「利用し得る資産」に該当する(判旨2(1))。②法63条にいう「資力」とは、法4条1項にいう「利用し得る資産」と基本的に同義であり、法63条により返還義務の課され得る「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するためには、保護の受給時に「利用し得る資産」を有していることを要する(判旨2(2))。③Xは、亡Aの死亡時に民法711条に基づく損害賠償請求権を取得したところ、これが法63条にいう「資力」にあたる(判旨2(3))。以下、それぞれについて検討する。

(2) ①まず、直ちに現実に活用困難な損害賠償請求権が「利用し得る資産」に該当するか否かについては、裁判例に対立がみられるものの¹⁾、損害賠償請求権を行使して賠償を受ければ、補足性の原則により活用が義務づけられる資産が生じることは明らかであるから、損害賠償請求権を有することは、未だ賠償を受けていない段階であつて

も、当該権利を行使して賠償を受け得る状態にあることになる。このような状態にある被保護者は、自らの権利行使によって最低生活維持に活用し得る資産を受け得るのであるから、保護の補足性の原則に照らせば、直ちに活用困難な損害賠償請求権であっても、原則として法4条1項にいう「利用し得る資産」を有するものと解し得るように思われる²⁾。

ただし、上記のように解し得るとしても、損害賠償請求権の範囲に争いがある場合とその存否に争いがある場合とを分けて考える必要があるように思われる。損害賠償請求権の範囲の争いの場合には、その「利用し得る資産」性について上記解釈を首肯し得るものの、他方、損害賠償請求権の存否の争いの場合には、結局賠償を受けることができないこともあり得るし(交通事故の場合であっても、例えば、運行供用者の側で自動車損害賠償法3条ただし書の免責が主張され、これが認められたときや、あるいは、不法行為責任による場合も、加害者の無過失や損害と加害行為との因果関係不存在が主張され、これが認められたときは、賠償を受けることができない。)、その場合に最低生活維持に活用し得る資産は生じないことになる。そうすると、損害賠償請求権の存否に争いがある場合は、その存在の確定を待つまでの間、法4条1項にいう「利用し得る資産」を取得したとは解し難いように思われる³⁾。



■ 資力の取得時期 □ 63条適用期間

図

この点に関連して、判旨3(1)は、B保険金の取得時期の判断にあたり、法4条1項にいう「利用し得る資産」とは、保護受給の時点において「客観的に存在し、かつ、当該保護受給者に帰属していることを要する」と判示している。この判示によれば、「利用し得る資産」とは、少なくとも保護受給時に被保護者自ら活用し得る客観性を有するものでなければならないように解され、これを損害賠償請求権に即して言えば、保護受給の時点で権利行使をすれば賠償を受け得るであろうと客観的に期待し得る状態でなければならないように解される。

②次に、法63条にいう「資力」と法4条1項にいう「利用し得る資産」を基本的に同義とみる点については、従来の裁判例においても、法63条にいう「資力」は法4条1項にいう「利用し得る資産」を含むものと解されてきたこと⁴⁾、及び法63条は急迫した事由がある場合に行われた保護と補足性の原則との調整規定と解されることに照らし⁵⁾、首肯し得る。また、判旨が、法63条の返還義務の要件となる「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するためには、保護の受給時に「利用し得る資産」を有していることを要すると解した点も、両者の同義性を前提とすれば文理上当然のこととして首肯し得る。

③X固有慰謝料の取得時期に関連して、判旨は、Xが亡Aの死亡時に民法711条に基づく損害賠償請求権を取得したとしている。この判断にあたっては、内縁の妻であるXが民法711条所定の配偶者に該当しその適用ないし類推適用を受けるか否かの点が問題となり得るようと思われるものの⁶⁾、他面、Xが取得したX固有慰謝料は自賠責保険の保険金であり、その実務においては、内縁の妻に遺族慰謝料の請求権を認める取扱いがなされているようであるから⁷⁾、この点をいずれに解するにせよ判旨の結論に影響はないと思われる。

ただし、上記①で述べたように、「利用し得る資産」ないし「資力」については、賠償を受ける権利の存否に争いがある場合とそうでない場合とでその取得時期が異なり得るよう解されるため、

この点の考察が必要であるように思われる。本件では賠償義務者において賠償義務の不存在が主張されたなどの事情が認定されていないものの⁸⁾、自賠責保険の遺族慰謝料の支払対象となる「子」には未認知の子を含まない取扱いのようであるから⁹⁾、X固有慰謝料とB保険金が本件保険金として同時に支払われた事実からすれば、本件保険金は早くとも本件認知判決確定後に請求され1月余で支払に至ったものと推察される¹⁰⁾。仮にそうであれば、Xの損害賠償請求権の存否に争いがあったようには解し難く、判旨の結論は首肯し得るよう思われる¹¹⁾。

3 B保険金を法63条にいう「資力」として取得した時期

(1) B保険金を取得した時期について、本判決は、民法の各規定によってBの損害賠償請求権が本件事故時に遡及して取得したものと解されるにもかかわらず、これを法63条にいう「資力」として取得したのは認知判決確定時であると判示した。その理由は、①Bが胎児である期間については、BがB保険金に係る損害賠償請求権について、これを行使する権利能力を有しないためであり(判旨3(2))、また、②B保険金のうちB相続分については、本件認知判決確定によって法的父子関係を有するまでの間、Bが亡Aの損害賠償請求権を相続することができないためであり(判旨3(3))、さらに、③B固有慰謝料については、本件認知判決確定前において、Bは亡Aとの間に民法711条所定の近親者と実質的に同視し得る身分関係を有するとはいえないと解したためである(判旨3(4))。以下、それぞれについて検討する。

(2) ①民法721条は、「胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす」と規定し、民法886条1項は、「胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす」と規定している。しかし、判旨がいうように、これらの規定は、胎児が生きて生まれた後に、不法行為時又は相続開始時に遡及して権利能力を有していたと擬制するものであり¹²⁾、いずれの場合も、胎児の時点で損害賠償請求権の行使を可能とするような権

利能力が認められるわけではない¹³⁾。そうすると、胎児のうちに権利行使を期待することはそもそもできないから、Bは、胎児の時点で「利用し得る資産」ないし「資力」を取得していたということではできない。この点の判旨は正当である。

②認知の効果について、民法784条本文は、「認知は、出生の時にさかのぼってその効力を生ずる」と規定している。この規定により、認知に伴う法的効果が出生時に遡及して認められることになるが、過去の未認知子であった時点において相続が可能であったということになるのではなく、相続等の法的効果は認知により父子関係が形成されて生じることになる¹⁴⁾。そうすると、Bは、過去の保護受給の時点で「利用し得る資産」ないし「資力」を現実に取得していたということではできない。

ただし、Bは出生後に認知の訴えを提起し得る地位にあるのであるから、そのような地位にあることを資力とみるのができないかどうか問題となり得る。この点は、死後認知の手續をもつばら財産取得の実現手段であるとみれば、保護の補足性の原則に照らして積極に解することができないではないように思われる。しかしながら、他面、父子関係形成の利益は財産的なものに限られないのであるから、「認知の訴えを提起するか否かは、当該子の基本的な身分関係にかかわる事項であって、民法787条に掲げられた者の自由な意思にゆだねられるべき性質のもの」とみて、判旨のように消極に解することも可能であろう。私見は判旨に賛成したい。

なお、本件とは事案を異にするが、婚姻中の夫婦間に懐胎した子はその嫡出性が推定されるため(民法772条)¹⁵⁾、その子が胎児のうちに父が交通事故死した場合は、原則としてその出生時に亡父の損害賠償請求権を相続により取得してこれを行使し得るものと推定される。そのため、その子の母が亡父の死後に保護を受けていたときには、その子の「利用し得る資産」ないし「資力」は原則として出生時に取得したものと解されよう¹⁶⁾。このように、内縁の妻の懐胎した子と婚姻中の妻の懐胎した子との間で法63条にいう「資力」の取得

時期が異なり得ることになるが、この差異は、非嫡出の法的父子関係が認知によってのみ創設されることの反映であり、不合理とまでいうことはできないように思われる。

③B固有慰謝料については、Bが自身の資格で請求し得るものであるから、仮に未認知の子であるBが民法711条所定の子と実質的に同視し得る場合は、同条の類推適用により、Bは出生時から同条に基づく固有の損害賠償請求権を有すると解すべき余地がある¹⁷⁾。裁判例には、一般論として未認知の子への711条類推適用を肯定する例がいくつみられるが¹⁸⁾、判旨のいうように、親子としての生活実態のない未認知の胎児の場合にもそのようにいい得るかは疑問である¹⁹⁾。もっとも、この点の如何によらず、本件でBに支払われた自賠責保険の遺族慰謝料は、前述(2③)の通り、未認知の子をその支払対象としていないのであるから、上記②と同じ問題状況となる。判旨の結論に賛成したい。

4 おわりに

本判決は、法63条にいう「資力」の取得時期について、①同条にいう「資力」は法4条1項にいう「利用し得る資産」と同義であり、法63条により返還義務が課され得るのは、保護の受給時に「利用し得る資産」を有している場合である、②「利用し得る資産」とは、直ちに現実に活用し得るものである必要はないけれども、保護受給の時点で客観的に存在し、かつ被保護者に帰属したものである必要がある、との判断基準を示し、認知によって亡父の損害賠償請求権を遡及取得する場合の「利用し得る資産」ないし「資力」の取得時期を論じたものである。本判決の意義は、民法上の解釈により資産を遡及取得する場合であっても、生活保護法上の解釈においては当該資産を遡及取得したといえないときがあり得るとした点にあり、やや特殊な事案ではあるが、従来この点を明示的に論じた裁判例もなく、実務上の参考になるものと思われる。

注

- 1) 否定例に、東京高判昭48・7・23判時716号43頁などがあるが、最三小判昭46・6・29民集25巻4号650頁（以下「昭和46年最判」という。）及びそれ以後の下級審裁判例の多数（東京高判昭59・4・25判タ530号150頁など）は肯定の立場であり、判旨も昭和46年最判を参照している。学説上は、西原1977, p. 47, 小川1979, p. 145, 遠藤1991, p. 179, 良永2001, p. 296など否定説が有力である。
- 2) 「原則として」とは、加害者の無資力などによって賠償を得られないことがあり得るからであり、判旨2(1)も「賠償義務者がその支払能力を欠くなど当該損害賠償請求権が客観的に無価値であるような場合を除き,」「利用し得る資産」としての該当性を肯定する立場であることを明らかにしている。
- 3) 小山1951, p. 121は、法4条1項にいう「その利用し得る」について、「資産についていえば、現実に使用, 収益, 処分の権能を持っていること」と説明している。行政実務上も、傷害事件において加害行為と損害との因果関係が争われている場合に、損害賠償請求権が資力として発生する時点は「裁判での判決の確定時又は和解の成立時」とされている（別冊問答集2009, p. 346）。ただし、法63条にいう資力の取得時期についての行政実務上の原則的な取扱いは加害行為発生時であり、特に自動車事故の場合は「自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点」とされている（昭47・12・5社保196号）。
- 4) それぞれ結論を異にする昭和46年最判も前掲東京高判昭48・7・23もこの点は同様である。
- 5) この点について良永2001, p. 294以下参照。
- 6) 大判昭7・10・6民集11巻20号2033頁は内縁の妻が民法711条所定の者に該当しないとして同条による慰謝料請求を否定している。ただし、戦後は内縁の妻にも同条を類推して慰謝料請求を認める裁判例が現れ（盛岡地判昭31・5・31判時83号18頁。一般論として肯定するものに神戸地伊丹支判昭46・4・12判タ267号344頁, 旭川地判昭48・5・18判時740号88頁, 東京高判昭61・3・26判タ612号118頁などがある。）、学説上も肯定説が大勢を占めている（加藤2005, p. 274参照。なお、幡野2009, p. 9は、大判昭7・10・6の判断について、後掲最三小判昭49・12・17（被害者の夫の妹に遺族固有の慰謝料を認めた例）により「実質的に変更された」と評価してよいものと思われる」と述べている。）。
- 7) 国土交通省自動車交通局保障課回答による。
- 8) ただし、X側の主張には「本件事故後、本件事故に係る損害賠償請求権の存否すら疑われ、同請求権行使の可否も不明だった」とある。
- 9) 国土交通省自動車交通局保障課回答による。ちなみに、自賠責保険の支払基準を定めた告示（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号）上の遺族慰謝料の請求権者は「被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）」とされている。
- 10) 本件保険金が保険会社からXらに直接支払われている事実から、いわゆる被害者請求（自動車損害賠償保障法16条）であったと伺われるところ、この場合、「特に問題がなければ請求して30日程度で支払がなされる」のが実務のようである（日弁連編2007, p. 10）。
- 11) なお、本件において争点とされていないが、学説上、慰謝料については法63条に基づく返還金の計算外に置くべきとの主張が有力になされている（小川1979, p. 146）。
- 12) 胎児の損害賠償請求権について前掲大判昭7・10・6参照。
- 13) 判例・通説である。我妻=有泉〔清水補訂〕1998, p. 242参照。
- 14) 認知の訴えの性質について、最二小判昭29・4・30民集8巻4号861頁は形成訴訟であると判示している。
- 15) 最一小判昭29・1・21民集8巻1号87頁は、内縁の夫婦間に生まれた子にも同条が類推されることを肯定するものの、それは「立証責任負担の問題として意義を有する」にとどまり、「父子の関係は、任意の認知がない限りどこまでも認知の訴で決定される」と判示している。
- 16) ただし、婚姻中の夫婦間に懐胎した子であっても、亡父の三親等内の血族から嫡出否認の訴えが提起される（人事訴訟法41条）など、当該子の相続し得る地位そのものの存否が争われている場合は、出生時の相続を客観的に期待し得る状態にあったと言いつく、当該子の嫡出性を認める（否認の訴えを否定する）判断が確定するまでの間「利用し得る資産」を取得したとは解し難いように思われる。
- 17) 最三小判昭49・12・17民集28巻10号2040頁。交通事故で死亡した被害者の夫の妹が、46歳の身体障害者で、長年にわたり被害者と同居してその庇護のもとに生活を維持し将来もその継続を期待されていた事例である。ただし、前掲大判昭7・10・6は、未認知の子は民法711条所定の者に該当しないとして同条による慰謝料請求権を否定している。
- 18) 前掲東京高判昭61・3・26などである。学説上、この点を肯定するものとして、好美1967, p. 685がある。
- 19) 本件とは事案が異なるが、東京高判昭36・7・5判タ122号56頁は、出生後未認知のまま交通事故

死した2歳3か月の子の事実上の父は民法711条の父に準ずるものとして慰謝料請求をなし得ると判断している。ただし、この事案における未認知子の父母は当該未認知子の出生後に婚姻しており、当該未認知子と事実上の父との間に嫡出子同然の関係があると認められたものであった。

引用文献

- 遠藤昇三（1991）「損害賠償請求権と費用返還義務」佐藤進＝西原道雄＝西村健一郎編『社会保障判例百選第2版』有斐閣
- 小川政亮（1979）「公的扶助と被害者救済」ジュリスト臨時増刊691号『損害賠償制度と被害者の救済』有斐閣
- 小山進次郎（1951）『改訂増補生活保護法の解釈と運用復刻版』中央社会福祉協議会
- 加藤雅信（2005）『新民法大系V事務管理・不当利得・不法行為第2版』有斐閣
- 生活保護手帳別冊問答集編集委員会編（2009）『生活保護手帳別冊問答集2009』中央法規出版
- 幡野弘樹（2009）中田裕康＝潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選I総則・物権第6版』有斐閣
- 西原道雄（1977）「損害賠償請求権と費用返還義務」佐藤進＝西原道雄編『社会保障判例百選』有斐閣
- 日弁連交通事故相談センター編（2007）『Q&A新自動車保険相談』ぎょうせい
- 良永彌太郎（2001）「公的扶助費用の法関係」日本社会保障法学会編『講座社会保障法（5）住宅保障法・公的扶助法』法律文化社
- 好美清光（1967）「生命侵害の損害賠償請求権とその相続性について—とくに慰謝料請求権を中心として—」田中誠二先生古稀記念『現代商法学の諸問題』千倉書房
- 我妻榮＝有泉亭〔清水誠補訂〕（1998）『新版コンメンタール民法IV事務管理・不当利得・不法行為第2版』日本評論社

（たなか・たつや 岩手大学非常勤講師）